

## ～一般名処方を取り組みについて～

### 【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分名」を処方せんに記載  
することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数  
のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくな  
ります。

当院では、薬局でスムーズなお薬の提供ができるよう、  
令和6年10月1日より、一般名での処方に變更させていただ  
きます。

お薬について、ご不明ご心配なことがありましたら、  
お気軽に医師にご相談ください。

医療法人社団わたなべこどもクリニック 院長